

議案第158号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット未満のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(3の2) <u>建築物等</u>の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと</p> <p>〔(3の3)～(11) 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第12条 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等</u>の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと</p> <p>〔(3の3)～(11) 同左〕</p> <p>〔2・3 同左〕</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をい</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 〔同左〕</p>

い、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

[(1)～(3) 略]

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること

[(5)～(19) 略]

[2 略]

(蓄電池設備)

第14条 〔①〕 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」(令和5年消防庁告示第7号。以下出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準という。)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂を生じ、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

[2 略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、出火防止措置及び延

[(1)～(3) 同左]

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること

[(5)～(19) 同左]

[2 同左]

(蓄電池設備)

第14条 〔①〕 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける場合は、耐酸性としないことができる。

[2 同左]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第11号並びに第12条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第57条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。

[(1)~(9) 略]

(10) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

[(11)・(12) 略]

別表第1 (第3条—第5条、第8条、第9条、第9条の2、第19条—第22条関係)

[表 別紙2 挿入]

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第57条 [同左]

[(1)~(9) 同左]

(10) 蓄電池設備

[(11)・(12) 同左]

別表第1 (第3条—第5条、第8条、第9条、第9条の2、第19条—第22条関係)

[表 別紙1 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(燃料電池発電設備等の位置、構造及び管理に関する基準に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の大阪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第9条の2の2第2項及び第4項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（この条例による改正前の大阪市火災予防条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に該当するものを除く。）のうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例第14条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

[別表第1 別紙1]

種類				離隔距離 (単位センチメートル)						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
[同左]										
ちゅう 厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14キロ ワット 以下	100	15 (注)	15	15 (注)	[同左]
				据置型レンジ	21キロ ワット 以下	100	15 (注)	15	15 (注)	
	不燃	開放式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14キロ ワット 以下	80	0	/	0		
			据置型レンジ	21キロ ワット 以下	80	0	/	0		
[同左]										
[同左]										

[別表第1 別紙2]

種類				離隔距離 (単位センチメートル)						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
[略]										
ちゅう 厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14キロ ワット 以下	100	15 (注)	15	15 (注)	[略]
				据置型レンジ	21キロ ワット 以下	100	15 (注)	15	15 (注)	
		不燃	開放式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14キロ ワット 以下	80	0	/	0	
				据置型レンジ	21キロ ワット 以下	80	0	/	0	
	固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	/	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	/	80	30	/	30	
[略]										
[略]										

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

火災の発生のおそれのある蓄電池設備の範囲、蓄電池設備等の位置、構造及び管理に関する基準並びに設置の届出をしなければならない蓄電池設備の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。